

# 施設配置・動線に係る考え方について

---

# 1 配置や動線への「条件」を検討する目的

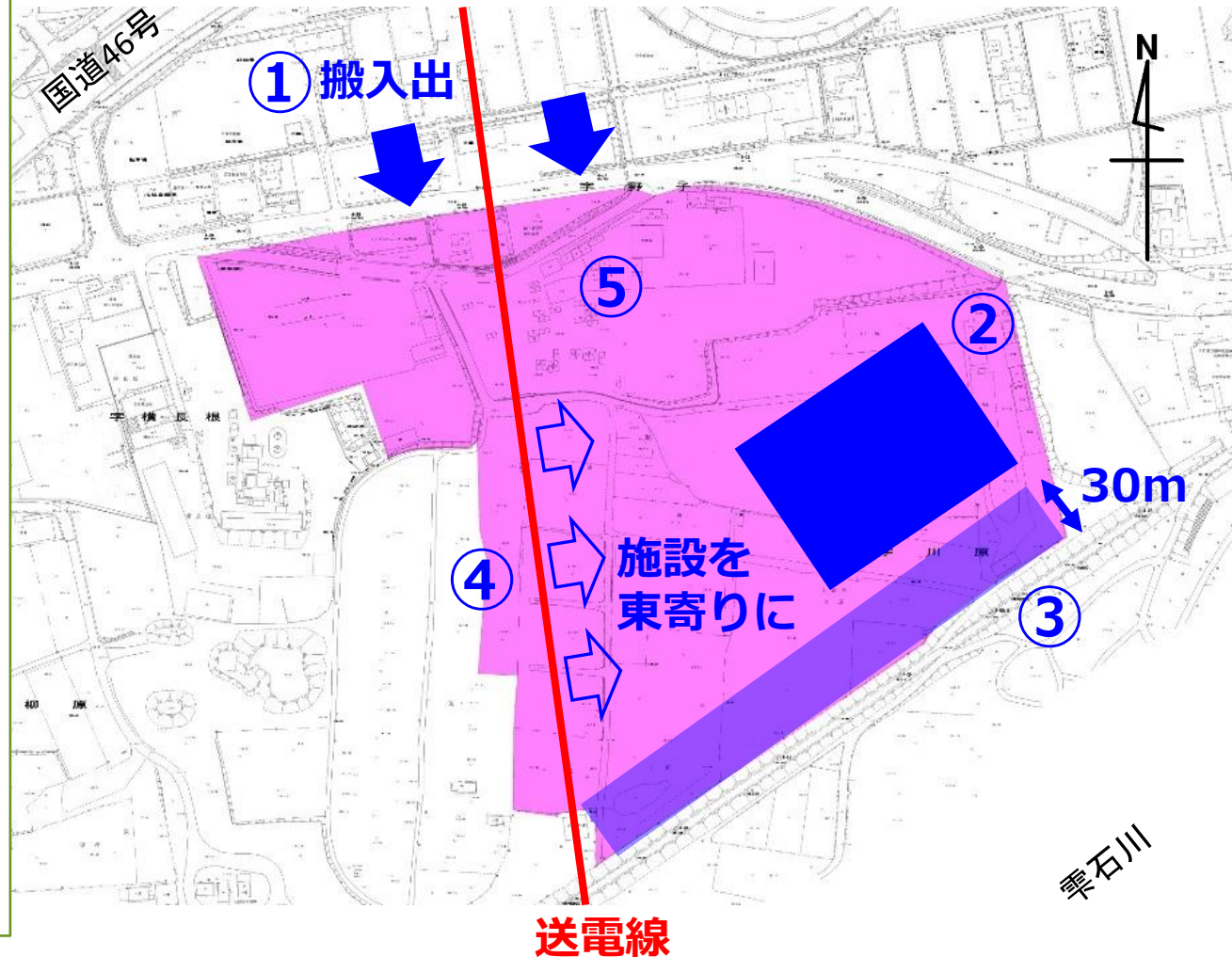
本資料では、プラントメーカーへの見積設計図書の依頼に向け、施設配置・動線を提案するための「条件」を検討するほか、環境影響評価での方法書に掲載する施設配置図を検討することを目的とします。

※検討委員会では、プラントメーカーから見積設計図書で配置に係る提案を受けた後、施設配置及び動線図案に対する協議を予定しています（第6回：令和6年9月頃）。

## 2 施設配置と動線に係る方針

### (1) 施設配置に係る方針

- ① 車両の搬入出は、敷地の北側からとする。
- ② 新ごみ焼却施設は南東側とし、煙突は施設の東側とする。
- ③ 雫石川の土手から30m以上離して建築物を建設する。  
(河川景観保全地域のため)
- ④ 送電線付近は、クレーン設置・操作の制限等があることから、施設はできるだけ東に配置する。
- ⑤ 敷地内通路や建物配置のない部分は、駐車場や多目的広場などを設置する。



## 2 施設配置と動線に係る方針

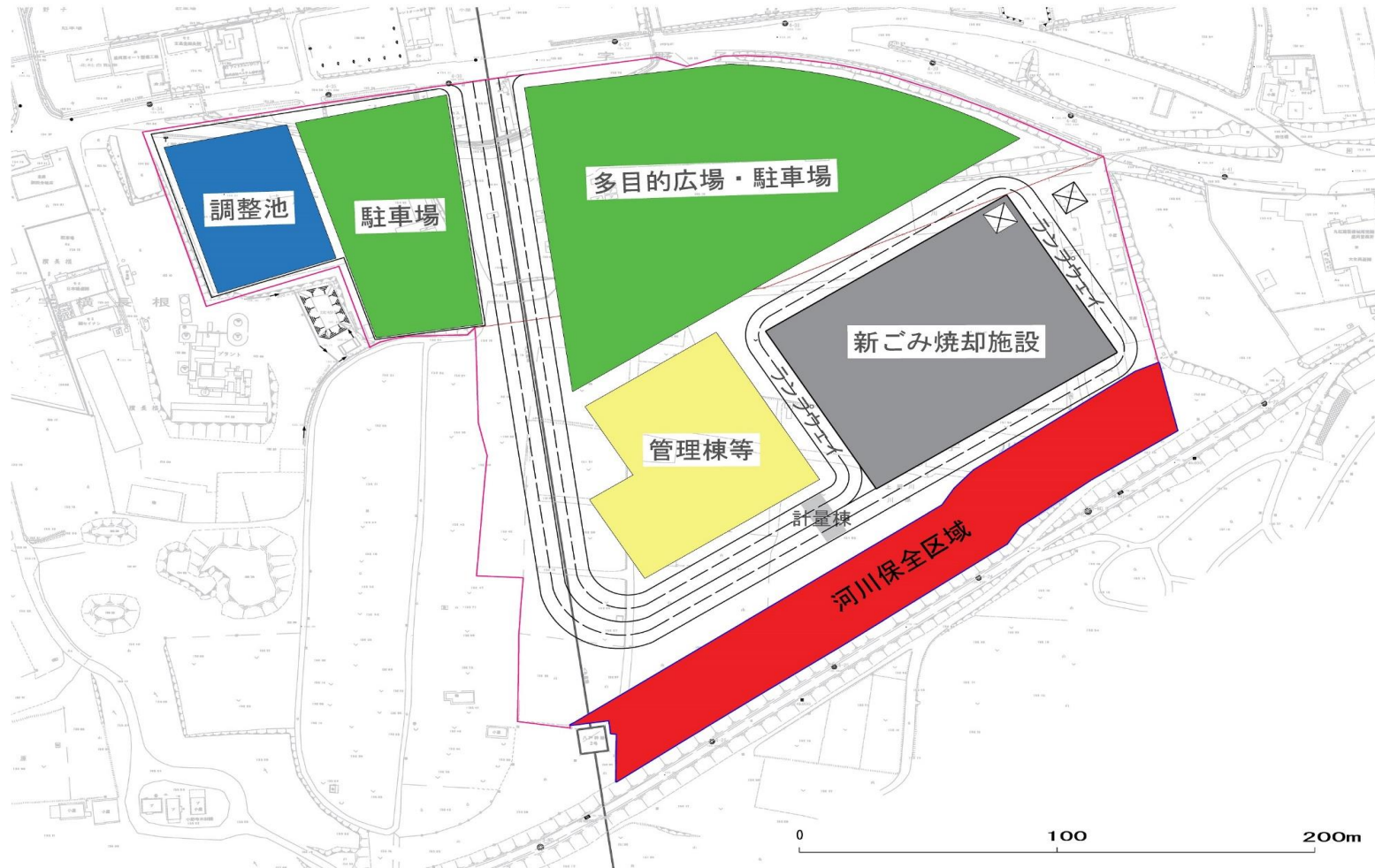
### (2) 動線に係る方針

- ① ごみ搬入車両と一般来場車両の動線は、安全対策上、完全分離する。
- ② 計量は、搬入時と搬出時の2回計量を基本とする。
- ③ 敷地入口から計量棟までの待機長※<sup>1</sup>は、1時間当たり200台分を確保する。  
(計量待ち車両による渋滞発生の防止)
- ④ 構内周回道路は、10t車（残さ搬出車両、災害時の搬入車両）の走行を考慮して計画する。  
(道路幅10m)

※1：待機長とは

ごみ収集車両が敷地内に搬入し、前の収集車両が計量棟で計量している間、後ろに待機している順番待ちの収集車両の長さ（敷地入口から計量棟までの距離）

### 3 環境影響評価の方法書に掲載する施設配置図案



※検討委員会では、プラントメーカーから見積設計図書で配置に係る提案を受けた後、施設配置及び動線に対する協議を予定していますので、本図案は現時点での想定です。